

## 推奨認定(立川の名産品)審査会・品評会

### 募集要項

主催：一般社団法人 立川観光コンベンション協会

1.趣 旨 立川市内で販売されている商品の中から、立川の名産品として独自性に富み、かつ高品質なものを推奨認定品として認定し、立川の発展とイメージアップに役立てることを目的とする。

2.募集期間 **随時**  
※詳細は下記応募方法をご参照ください。

3.審査日時 申込から概ね 2 か月以内。審査員の招集が可能な日時で審査。

4.応募方法

#### 『応募資格』

◇立川市内及び周辺の生産・製造業者、またはその承諾を得た販売業者とします。

#### 『応募商品』

◇立川市内の店舗で販売されている商品であること

◇商品のどこかに「立川らしさ」があること

例：立川産の素材を使っている

商品の形・パッケージ等に立川との関わりがある。

立川で長年親しまれている。

商品に込められた立川への想い

◇登録可能点数は、1事業所で 3 商品

但し、関連商品が複数ある場合には、1商品群として出品することも可能。

#### 『申込受付』

◇所定の審査申し込み用紙に必要事項を漏れなく記入し、メール、郵送、FAX でお送りください。

#### 『商品搬入』

◇審査を希望される商品を前日もしくは、前々日までに事務局へご納品ください。

①試食用 → 審査員 5 名程度の試食用。

必要に応じて事務局で切り分けさせていただきます。

②撮影用 → サンプルやダミーでも問題ございません。

## 5.認定審査

- 『**審査委員会**』 立川観光コンベンション協会が審査委員会を構成し、立川の名産品として推奨するにふさわしい商品か否かについて審査します。  
※感染症の感染拡大状況により変更になる場合がございます。
- 『**審査基準**』 当協会が別途定める審査要綱に準じます。
- 『**認定**』 審査委員会の審査に合格した商品には、立川観光コンベンション協会推奨認定品として認定証が交付されます。認定期間は交付年度の翌年度末です。  
※期間満了後更新可能。更新の際、審査はありません。
- 『**手数料**』 交付手数料 30,000 円(商品数問わず 1 事業所につき)  
更新手数料 20,000 円(商品数問わず 1 事業所につき)  
※お申込み・審査は無料です  
※商品が登録済みの事業所が新規商品を申し込んだ場合は更新手数料のみとなります。

## 6.特典

優れた商品として推奨認定を受けると次の特典が用意されています。

- ① 立川市内のイベント等でのPR展示、販売促進の機会が得られます。
- ② 立川観光コンベンション協会が観光ガイドを作成、あるいは立川市をPRする機会等には、推奨認定品の広報を優先的に行います。
- ③ 認定シールを贈呈いたします。認定された商品のパッケージや店頭ポップ等に貼付してPRなどにご活用いただけます。
- ④ プロカメラマンによる商品の写真撮影をいたします。自社商品のPR用写真等としてご利用可能です。
- ⑤ 「の一かるバザール」にて推奨認定品を販売することができます。
- ⑥ 立川市キャラクター「くるりん」を用いた商品(くるりんラベルシリーズ)の開発ができます。
- ⑦ 年に1度作成する推奨認定品紹介チラシに掲載し、市内外問わず広くPRを行う他、立川商工会議所ニュースに折込みを行い、約3000の企業に年に2度周知できます。
- ⑧ 新規商品は立川商工会議所会報誌にて特集記事を掲載します。

## 7.合否発表

審査結果は合否にかかわらず出品者へ通知します。また認定品として認定された商品は、当協会ホームページ及び立川商工会議所ニュース等を通じて公表します。

## 8.その他

- ① 推奨認定品として登録された商品に、事故や不具合(食中毒等)があった場合は認定品登録を取り消させていただきます。
- ② 製造・販売事業所は万一の対応に一切の責任を負っていただきます。
- ③ お申込時にご提出頂く商品PR文や販売価格等の情報は、該当商品を当協会HPや広報誌等でPRさせていただく際に予告なく引用させていただく場合がございます。価格や商品情報等に変更が生じた際は速やかに事務局までご連絡ください。

その他ご不明な点は事務局までお問い合わせ下さい。

〒190-0012 立川市 曙町 2-8-28TAMA MIRAI SQUARE 4 階

TEL: 042-512-5270(代) / FAX: 042-512-5275

MAIL: [y.inoue@tachikawa.or.jp](mailto:y.inoue@tachikawa.or.jp) 【担当: 井上】